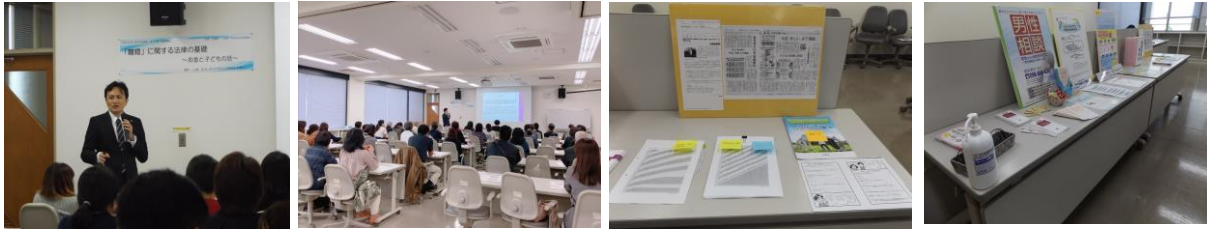


事業報告書

【「離婚」に関する法律の基礎～お金と子どもの話～】

日時	令和2年2月8日（土）14：00～16：00
目的	離婚に必要な法的手続きや財産分与・養育費・面会交流等の権利義務といった離婚に関する正しい法律知識を学び、受講者の生活の幅広い選択肢を整え、自立に役立てることを目的とする。
対象	関心のある方
講師	山城 圭 氏（あらた総合法律事務所 弁護士）
会場	沖縄県男女共同参画センターていりる3階 研修室1・2
定員	30名〔申込者数 43名〕
参加者数	42名（女性38名 男性4名）
講演内容 （概要）	<p>1. 事例の紹介 離婚の話、お金の話、子どもの話は事例に添って話をすると理解しやすい為、I～VIIの事例を挙げ、第1の「離婚」の検討事項の前に紹介した。 I.離婚したい、II.浮気をしている場合、III.DVによる別居での生活費請求、IV.離婚時の親権、V.離婚後の養育費請求、VI.離婚成立後の財産分与、VII.離婚成立後の面会交流。</p> <p>第1「離婚」の検討事項（1～7）</p> <p>1. 離婚（協議離婚・調停離婚・裁判離婚）3つ種類があり、全離婚の7割～8割は協議離婚と紹介した。</p> <p>2. 親権 自己のケースを一度は専門家へ相談すると良いとアドバイスした。</p> <p>3. 養育費 令和元年度に養育費・婚姻費用（別居時の生活費）算定表16年ぶり改定されたため、算定表の見方を説明、お互いの話し合いで養育費を決め、それでも合意できない場合は調停、その後裁判所で審判をしてもらう事になる。 その前に和解する事も多い事や合意形成した文書を作成すると良いと伝えた。</p> <p>4. 財産分与 対象の財産は、夫婦で形成した財産を原則5対5で分ける。相続財産は分与の対象とならない。分与請求の時効は離婚の時から2年であるため、離婚の際に請求すると良いとアドバイスした。</p> <p>5. 面会交流 合意さえあれば、無制限で自由に決められる。 合意ができない場合、「月に1・2度、数時間から」頻度や宿泊などの場合は、未成年者の年齢、意思、双方の家庭環境、監護状況によることや、子どもの体調に支障をきたす場合には無理に行なう必要はない事なども紹介した。</p> <p>6. 慰謝料（浮気・DV）有責性の程度、婚姻期間、相手方の資力で金額が変わる。 （時効は不貞行為が分かった時から3年）</p> <p>7. 年金分割 結婚してからの年金を合算して分割する手続きをするが、対象は厚生年金と共済年金で国民年金は対象外となると話した。</p> <p>*離婚の検討事項を学んだ後、冒頭に挙げたI～VIIの事例を振り返って、実際に離婚出来るケースなのか、慰謝料について、再確認した。</p> <p>第2 離婚までに行なうこと</p> <p>1. ①協議離婚の任意交渉、②離婚調停申し立て、婚姻費用分担調停申し立て</p> <p>2. 合意書（公正証書）作成</p>

令和元年度 啓発学習事業 第2回法律講座

	<p>第3 質疑応答</p> <p>事前質問や当日の質問が合計22件あり、全てにアドバイスを行なった。 まとめに法律相談を利用し、自分が何をやりたいかを決め、法律相談を何件かはしごし、自分に合う弁護士に依頼する事も重要だとアドバイスした。</p>
<p>参加者の声</p>	<ul style="list-style-type: none">・離婚の検討事項の内容を細かく知る事ができました。・不安もありますが、知る事で少し安心しました。・どこに相談してよいのか分からないまま、もんもんとした日々を送っています。少し道が開けてきた感じです。ありがとうございます。・専門家に相談することも必要だと思いました。 <p style="text-align: right;">（一部抜粋）</p>
<p>写真</p>	
<p>主催等</p>	<p>沖縄県・（公財）おきなわ女性財団</p>